

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 令和7年4月1日～令和7年9月30日）。

1 職員の法令遵守の状況

道路交通法違反（1件）

- ・ 私事運転中に車両と衝突し、相手方を負傷させたもの 1件

その他（1件）

- ・ 親睦会費を私的に使用したもの 1件

2 公益通報

受付件数 0件

3 不当要求行為

報告件数 0件

4 旭川市公正職務審査会

開催回数 1回

会議内容 旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について ほか